平成２４年（フ）第２号
長野県飯田市三日市場1695番地２
破産者　井口　里美
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４０３号
静岡県島田市大津通３番の２
破産者　酒井登史雄
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７９号
静岡県三島市谷田・御門・412番地の１　メゾンミカド203、破産手続開始時の住所静岡県伊豆の国市韮山金谷73番地の４
破産者　米田　　淳
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６６７号
愛知県西尾市熊味町大道北33番地　Ａ・Ｃｉｔｙ熊味Ⅱ207号室、前住所愛知県西尾市今川町馬捨場20番地　サン・リバー205号室
破産者　澤田　信幸
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
愛知県安城市和泉町中本郷260番地　早川アパート５
破産者　小野　重三
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２２２号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目13番21号
破産者　坂本　幸治
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５２号
大阪市大正区鶴町４丁目11番５―106号
破産者　清利大二郎
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２５３号
大阪市大正区鶴町４丁目11番５―106号
破産者　清利　京子
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１０号
大阪市淀川区新高５丁目12番７号
破産者　山元　弘一
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１１号
大阪府豊能郡能勢町山辺138番地の６
破産者　藤嶺　武子
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５１２号
大阪府豊能郡能勢町山辺138番地の６
破産者　野々口敬子
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５５４号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番48号　コーポ南野207号
破産者　田坂　治久
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１２号
大阪府守口市八雲西町３丁目８番30―202号
破産者　井手　直巳
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６６５号
東京都練馬区光が丘３―９―３　光が丘パークタウン大通り中央1501号、開始決定時の住所大阪市北区国分寺１丁目２番32―902号
破産者　**鄭**　　承珉
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７２９号
大阪府大阪市旭区赤川２丁目５番６号　ロウピルアイル702
破産者　宇渡　正行
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９号
堺市堺区南島町１丁14番地３
破産者　石谷　有司
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８１６号
広島市安佐北区あさひが丘５丁目２番１号
破産者　ジェイサポートこと　村田　達夫
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４０３号
広島市南区翠３丁目13番24―203号
破産者　道方　慎也
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６３号
大分県由布市挾間町鬼崎2618番地１
破産者　二宮由美子
１　決定年月日　平成24年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係